

# 個人が法人から受領した株式の譲渡代金の一部が 一時所得に該当するとされた事案の検討

東京高裁平成26年5月19日判決（控訴棄却 原告敗訴 上告・上告受理申立て：判例集未登載  
LEX/DB 25504423）

東京地裁平成25年9月27日判決（棄却 原告敗訴 控訴：税資263号順号12298）

齋藤孝一

## 1. 事案及び認定事実の概要

原告である元財務副大臣平田耕一（以下「原告X」という）が所有していた、JASDAQ市場に上場されているチヨダウーテ株式会社<sup>1</sup>の株式（以下「A社株式」という）を、原告Xが実質的オーナーである石油販売会社である株式会社ゼロシステム（以下「B社」という）に対し、市場価格を超える金額で市場外相対取引により1株当たり550円で平成21年3月2日に112万株と同年11月24日に31万7550株を譲渡した（以下「本件譲渡」という）。

なお、原告Xは3月譲渡時点ではB社株式の90%以上を所有していたが、11月譲渡時点では、原告が保有していたB社株式の全てを妻子に贈与済みであった。

原告Xは、A社株式の譲渡につき、全額を譲渡所得（譲渡所得金額は零円）として平成21年分の所得税の確定申告をしたところ、四日市税務署長から、上記譲渡に係る収入金額と上記譲渡がされた日のA社株式の終値を基に算出した評価額との差額合計3億3075万6200円（以下「本件差額」という）がB社から原告Xに対する贈与に当たるとして、平成23年7月5日付けで更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件更正処分等」という）を受け、さらに平成25年3月15日付けで再更正処分を受けたことから、これを不服として原告Xは四日市税務署長の所属する国を被告（以下「被告Y」という）として訴訟に及んだものである。

認定事実として、本件譲渡に係る原告Xの意図ないし動機として以下の事実が裁判により明らかにされている。

原告Xは平成20年12月4日に死亡した実父の相続税を平成21年10月4日までに納付する必要がある。また、原告Xは、本件3月譲渡が行われた時点でG銀行から1億8300万円を、I銀行から1億7410万円を借りており、上記各借入金の担保としてA社株式をG銀行に63万株、I銀行に37万株を差入れしていた。さらに、原告XはB社からも2億0521万8580円を借入れしていた。

原告Xは、A社株式を売却することにより、上記の借入金の返済と相続税の納付をしたいという意図ないし動機を有していた。

そこで、租税特別措置法37条の11の2第1項、すなわち平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例（平成13年10月1日現在において上場株式等に該当する株式等を平成15年1月1日から平成22年12月31日までに譲渡した場合における当該上場株式等の譲渡

<sup>1</sup> 平成7年まで原告Xが社長（創業者の長男）を務めていた。石膏ボード業界において国内第2位。

による譲渡所得金額の計算上、収入金額から控除する取得費は、当該上場株式等の平成13年10月1日の終値の80%とすることができる)による「みなし取得価額」でB社に売却し、その代金で借入金を返済することとした。そのためには、本件株式の譲渡価額を最低でも自己の借入金額を上回る金額とする必要があったと認められる。

最終的には、原告XとB社の双方合意の上、2回の譲渡ともに、1株当たりの売却金額は、みなし取得価額である568円ではなく、550円とした。なお、3月譲渡時点でのA社株式の1株当たり時価は290円、11月譲渡時点での時価は426円であった。

## 2. 争点

争点は、本件株式の譲渡価額のうち、本件市場単価を基に算出された本件株式の評価額を超える部分(本件差額)を原告Xの譲渡所得ではなく一時所得として課税することの適否である。

すなわち、譲渡所得を規定した所得税法33条3項は、総収入金額とのみ規定し、収入金額に関する原則規定である同法36条1項が「その年において収入すべき金額」と規定しているにとどまり、所得税法59条1項2号のように法人に対する低額譲渡の場合の規定がない場合に、時価よりも高価で譲渡された部分の課税関係をどう考えるか、課税要件について法律上の規定がないところに所得税法の解釈により課税することは租税法律主義に反するのではないかということが争点である。

## 3. 争点についての当事者の主張

### (1) 被告Yの主張の要旨

#### ① 資産が高額譲渡された場合の所得区分と所得税法36条の解釈

譲渡所得につき、所得税法36条1項に基づいて、課税対象となるのは、資産の価値を表す価格が限度になると解され、同項に基づいて実際に譲渡価額の全額が総収入金額に算入すべき金額を算定することとなる。

したがって、個人がその有する資産を時価に比して高額な金額で譲渡した場合における、その実際の譲渡価額とその譲渡の時ににおける時価との差額の課税関係については、その資産の譲渡の機会にその譲渡の相手方である法人から実質的に贈与を受けたと認められるときには、その認められる部分の金額については、その譲渡をした者の一時所得等の収入金額とされる。

#### ② 上場株式が高額譲渡された場合における譲渡所得の収入金額の認定方法

上場株式を譲渡した場合における譲渡所得の収入金額に計上すべき上場株式の対価の額は、当事者間の取引価額が合理的であると客観的に判断されるような特段の事情が認められる場合を除き、証券取引所における終値によるのが相当である。

原告Xは、自らが実質的なオーナーであるB社との間でA社株式の市場外相対取引を行うことにより、課税されることなく自らの借入金の返済及び相続税の納付のための資金を獲得するため、本件株式の市場単価に合理的根拠なく、金額を上乘せして本件取引単価を設定したものであり、上場株式であるA社株式の適正価格である市場価格によらないことの特段の事情は認められない。

そうすると、A社株式の適正価格である本件市場単価と本件取引単価との差額である本件差額は、原告の個人的な借入金の返済等をすべく行われたB社から原告Xへの資金提供、すなわち贈与であると認められ、本件差額は税法上の譲渡対価とはなり得ない。

したがって、本件差額は本件譲渡日において、原告XがB社からの贈与により取得した金品であるから所得税の課税対象となり、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であり、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであるから、一時所得の総収入金額に計上すべき金額となる。

なお、本件譲渡は、概観ないし形式は単なる本件株式の売買契約であるが、その実質は本件株式の本件市場単価に基づく適正な対価としての価額に、原告Xの借入金等の返済等に必要となる資金の確保が可能となるよう金額を上乘せして決定された価格による本件株式の売買契約であると解される。

## (2) 原告Xの主張の要旨

### ① 資産が高額譲渡された場合の所得区分と所得税法36条の解釈

所得税法36条は、収入金額を金銭で収入する場合は「その年において収入すべき金額」とすることを基本としつつ、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合」については、特に「当該物若しくは権利を取得し、又は当該権利を享受する時における時価」を基礎として算定する旨を規定している。そして、金銭をもって収入する場合の「その年において収入すべき金額」は、「別段の定め」がない限り、当該譲渡契約に定めた譲渡価額そのものが収入金額となる。

そして、所得税法は上記の別段の定めとして、所得税法59条1項1号及び2号を置き、法人に対する贈与等及び法人に対する著しく低額な譲渡の場合は、総収入金額は時価を基準として算定されることを定め、法人に対する高い価額での譲渡の場合については、特に定めた規定はない。

したがって、法人に対する高い価額での譲渡の場合については、譲渡所得の総収入金額について、別段の定めがないにもかかわらず、解釈により時価を基礎として総収入金額を算定することは、1個の売買契約であることを否定し、私法上の法律関係から離れて独自の法律行為を設定して所得区分の決定を認めるものであり、原告XとB社間の私法上の合意内容や法形式を無視した認定は、所得税法157条が定める同族会社の行為計算否認規定の場合以外には許されるものではなく、憲法84条に規定する租税法律主義に反するといわざるを得ない。

### ② 上場株式が高額譲渡された場合における譲渡所得の収入金額の認定方法

仮に株式を譲渡した場合の売主の収入金額が当該株式の時価をもって算出されるとしても、上場株式の時価は必ずしも市場価格に限定されるのではなく、個々の相対取引ごとに売買の当事者が合意・決定した価格も時価となり得る。本件取引単価は、原告X及びB社が、上場会社A社の1株当たりの純資産額、本件譲渡株式数、当時の株式市場の状況等を考慮した上で、双方が合意・決定した金額であり、客観的に合理的な範囲内の金額である。

#### 4. 裁判所の判断の要旨

##### (1) 資産が高額譲渡された場合の所得区分と所得税法36条の解釈

所得税法は、所得金額の計算の通則として、所得税法36条を置き、同条1項は、その年分の各種所得の総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがある場合を除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的利益の額）とする旨を規定している。この規定は、各種所得の総収入金額に算入すべき金額の算定方法を定めたものに過ぎず、各種所得の性質決定を経た上で適用されるものである。

また、所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨を規定している。そして、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりにより、その資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであり（最判昭和47年12月26日民集26巻10号2083頁、最判昭和50年5月27日民集29巻5号641頁）、売買交換等によりその資産の移転が対価の受入れを伴うときは、上記増加益が対価のうちに具体化されるので、法はこれを課税の対象としてとらえたものであると解される。そうすると、有償の譲渡が行われる場合において譲渡所得として課税される対象は、当該資産の譲渡の「対価」たる性格を有しない部分があるときは、当該部分は、譲渡所得の課税対象ではないこととなる。このように解することは、所得税法33条1項の「資産の譲渡による所得」の解釈として正当であり、租税法律主義に反するものではない。

一方、所得税法34条は、一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう旨規定している。そうすると、資産の譲渡の対価としての性質を有さない法人からの贈与により取得する金品（業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除く）は、一時所得たる性質を有することとなる。

##### (2) 上場株式が高額譲渡された場合における譲渡所得の収入金額の認定方法

譲渡する資産が上場株式であるときは、その譲渡価額がその資産の譲渡の「対価」たる性格を有しているかどうかは、当該上場株式の市場価格、当該取引の動機ないし目的、当該取引における価格の決定の経緯、当該価格の合理性などの諸点に照らして判断すべきものと解される。

原告Xは、自己の借入金の返済及び相続税の納付のために必要な資金を調達するという目的を達成するための手段として、本件譲渡時におけるA社株式の市場価格の水準（本件市場単価）を敢えて無視して、本件市場単価に一定の金額を上乗せして本件取引単価を設定し、本件譲渡を行ったものと認めることができ、このような諸点に照らせば、本件譲渡における本件株式の対価たる性格を有するのは、本件取引単価のうち、本件市場単価の部分に限られ、本件市場価格と本件取引単価との本件差額は、本件株式の譲渡の対価たる性格を有するとはいえず、原告Xが、法人であるB社から贈与された金員として、所得税法34条所定の一時所得の性格を有するものというべきである。

## 5. 事案の検討

裁判所の判断に反対である。

以下、資産の譲渡による所得区分の法解釈において、同族会社が取引相手となる場合に同族会社の行為計算否認の法理によらずに課税庁が所得区分を認定することの可否について考察する。

### (1) 譲渡所得及び一時所得の意義

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう（所得税法33条1項）。譲渡所得の基因となる資産の「譲渡」とは、資産を「移転」させる一切の行為をいい、したがって、譲渡とは、有償であると無償であるを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念<sup>2</sup>であり、譲渡所得の本質は、キャピタル・ゲイン、すなわち所有資産の価値の増加益である<sup>3</sup>。そして譲渡所得課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである（最判昭和43年10月31日月報14巻12号1442頁、最判昭和47年12月26日民集26巻10号2083頁）。そうすると、所有者の意思によらない外部的条件の変化に起因する資産の価値の増加部分は譲渡所得となり、外部的条件以外に起因する価値の増加部分は譲渡所得以外の所得となるとも考えられる<sup>4</sup>。

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう（所得税法34条）。したがって、譲渡所得、一時所得に共通する観念は、共に一時的な所得であるという点であり、資産の譲渡の対価としての性格を有するか否かで異なることとなる。

### (2) 私法上の法律行為と所得の認定との関係の考察

高裁の判断では、当事者が私法上の法律関係において、当該法律行為にどのような法律効果を生じさせようとしたかという問題と、当該法律行為により移転される資産の譲渡中に対価たる性格を有する部分とそうでない部分とがあり得るという問題とは、別個の問題であると判示し、地裁の判断では、個人がその有する資産を有償で譲渡した場合における課税関係は、当該譲渡価額が、当該資産の譲渡の「対価」たる性格を有する限りにおいて、譲渡所得に係る収入金額として課税されるが、当該譲渡価額中に当該資産の譲渡の「対価」たる性格を有しておらず、法人から贈与された金品として性格を有する部分があると認められるときは、当該部分の金額については、一時所得にかかる収入金額として課税されると判示している。

また、地裁判決において、本件差額は本件株式の譲渡の対価たる性質を有するとはいえず、一時所得となると解することは、本件譲渡における譲渡金額につき、所得税法上の所得の性質

<sup>2</sup> 金子宏『租税法 第20版』232頁（弘文堂、2015）。

<sup>3</sup> キャピタル・ゲインについては、それを課税の対象とすべきかという原理的問題から、他の所得類型との限界をどのように画するかという法解釈上の問題、さらには、それをどのように捕足するかという租税行政上の問題に至るまで、問題がきわめて多い（金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』89頁〔有斐閣、2012〕）。

<sup>4</sup> 金子・前掲注（2）242頁。金子教授は、この考え方を解釈論として、「二重利得法」と命名している。

決定を行うものに過ぎず、「私法上の法律関係から離れて課税庁において独自の法律行為を設定し、それを前提にして課税することを許容するものではない」と理由を示し、また、高裁では、一時所得となると解し所得税法の区分に従って課税することは、租税法律主義に反するものではなく、「私法上の法律関係から離れて独自の所得区分の決定を認めるものとも解されない」とその理由を示しているが、敢えて、これらの理由を判示していることは、裁判所も高額譲渡を譲渡所得から除外する法規上の根拠がないと考えているがゆえにこのような理由を示しているものと思われる。

私法上の高額な譲渡契約による金員の収入を譲渡所得とせずに解釈論により所得分類を認定する法理は、いわゆる「二重利得法」の考え方があがるが、かかる「二重利得法」について、占部裕典教授は、一の資産譲渡により生ずる所得を2種の所得に分類する場合は、山林所得のように明文をおいている場合でなければ許されず、……わが国の所得税法は、10種類の所得分類において、異種の所得の混在を前提としており、所得の分類は二者択一であるといえるとして、所得分類を擬制する「二重利得法」に反対意見を述べている<sup>5</sup>。

所得分類を法規範によらず解釈論で後からは是正をすることは、課税庁による恣意的課税を容認することになりかねず、納税者の予測可能性・法的安定性を害することになる。税負担の軽減を図るという考慮から譲渡資産及び取得資産の各別の売買契約とその売買代金の相殺という法形式を採用することが許されないとすべき根拠はなく、租税法律主義の下においては、法律の根拠なしに、当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式に引き直し、それに対応する課税要件が充足されるものとして取り扱う権限が課税庁に認められているものではない（東京高判平成11年6月21日 上告不受理確定 納税者勝訴 判例タイムズ1023号165頁）。

本事案は、本来、同族会社の行為又は計算の否認等を規定した所得税法157条を根拠に課税庁において、更正処分がされるべき事案であったかと思われる。

所得税法157条は「税務署長は、所定の法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、その株主等である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、確定申告書の記載事項に掲げる金額を計算することができる」と規定している。

地裁及び高裁の判断において、詳細な事実認定により、税額の総額としての更正処分は正しいが、「同族会社の行為又は計算の否認」ではないところで、所得区分及び「対価」を擬制して考えざるを得ないことから、所得税法33条「譲渡所得」、同36条「収入金額」の解釈論を展開することで判断せざるを得なかったものと思われる。

なお、高額取引の当事者がいずれも個人である事案において、「売買代金の名目で交付された金員のうち、適正な取引金額と認められる部分を超える金額については売買代金を仮装してなされた贈与であると認めるのが相当である」という判断がある（名古屋地判平成2年4月27日判例タイムズ737号100頁）。これは、個人間の「財産の低額譲受」については、相続税法7条所定の要件を充足する場合には、同条の規定により贈与税の課税対象となるが、「財産の高

<sup>5</sup> 占部裕典『租税法の解釈と立法政策Ⅰ』51頁～52頁「土地の譲渡による所得区分—所得税基本通達33-4、33-5及び二重利得法の検討」（信山社、2007年）。

個人が法人から受領した株式の譲渡代金の一部が一時所得に該当するとされた事案の検討「額譲渡」については、同様の規定がないために贈与税の課税対象となるか否かということについては、必ずしも明らかではないところ、相続税法7条の趣旨ないし目的的解释、並びに同法9条の適用により、個人間の「財産の高額譲渡」についても、低額譲受と同様に、贈与税の課税対象とした判決である<sup>6</sup>。

しかし、本事案は、個人と同族法人間の取引であり、同族会社の行為又は計算の否認等を規定した所得税法157条により、更正処分が行われるべき事案である。

本事案は、上場株式の相対取引での譲渡金額を、①譲渡の「対価」たる部分（譲渡所得）と②その他の部分（一時所得）とに区分して、更正処分がされたことが争いとなっているが、そもそも「対価」を全て譲渡代金とするのではなく、このように擬制して考えることが妥当であるのかについて、「対価」概念を考察する。

本判決では、有償の譲渡が行われる場合において、譲渡所得が課税される対象は、所得税法33条1項の「資産の譲渡による所得」の解釈により決定されるので、当該資産の全てが譲渡の「対価」たる性格を有するといえないときに、その部分は増加益が顕現したものとはいえないから譲渡所得の対象とはならないと判示しているが、最判昭和36年10月13日（LEX/DB21015390）では、収入金額とは、譲渡資産の客観的な価額を指すものではなく、具体的場合における現実の収入金額を指すものと解するのが相当であると判示している。一方で、東京高判昭和60年12月17日（LEX/DB22001020）では、資産の譲渡は、収入すべき金銭その他の経済的利益の対価として受け入れた有償譲渡に限られるものではなく、資産の贈与その他の無償譲渡を含むものと解されるとし、所得税法59条2項にいう「対価」とは、必ずしも私法上の有償契約におけるような資産の譲渡と対価関係に立つ給付に限られるものではなく、当該資産の譲渡に起因しそれと因果関係にある給付であれば足りると判示している。

これら結論の分かれた先行判決は、前者は「対価」を、具体的収入金額と解すべきであると判示し、後者は有償契約における「対価」に限られるものではなく、譲渡に起因する給付を含むとした。先行判決は共に「対価」について統一的な結論を導くものではない。

低額譲渡については、法人個人間取引での対価の擬制は、所得税法59条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）の規定があり、個人個人間取引の対価の擬制は、相続税法7条・9条も規定があるが、経済的合理人としての法人間取引は時価での引き直しで統一されているが、当事者の一方に自然人である個人が関わる高額譲渡についての個人側の税務判断については、法人個人間取引、個人個人間取引ともに法文上明らかにされていない。

本事案は、客観的時価が明らかになっている株式の譲渡対価のことを問題としており、この意味で、法人に対して客観的時価を上回る対価で上場株式が譲渡された場合には、対価を上回る部分は譲渡所得ではなく、一時所得に当たるとした本判決の譲渡対価認定は、租税法律主義の観点からは妥当なものとはいえないのである。

本事案は租税回避も甚だしい原告Xの行為であるが、課税庁が訴訟において同族会社の行為計算の否認による更正処分理由の差替えを行えば、結論として妥当な判決であったといえよう。同族会社の行為計算の否認によらないのであれば、法規範がないところで、所得税法36条・

<sup>6</sup> 佐藤孝一『資産税の法解釈と実務』850頁（大蔵財務協会、1998年）。

33条の法解釈により、高額譲渡の場合の所得区分を擬制するという裁判所の判断は妥当とはいえないという結論にならざるを得ない。

なお、租税法律主義について、「日本国憲法84条は、いわゆる租税法律主義の原則を宣明しているところ、同原則の趣旨は、課税要件を法定することにより行政庁の恣意的な徴税を排除し、国民の財産的利益が侵害されないようにすることにあるのであって、その趣旨からすれば、課税要件については、とくに実定法のうえで明確に規定されていることが要請されるのであるが、他方、税法の対象とする国民の経済生活上の現象は、千差万別であるうえ生成・変化しているのであるから、税法においては、既定の法概念にとらわれず社会経済現象の実態に即応する用語を使用することも避けられない。そして、税法といえども、その法解釈によって規定の意味内容を明らかにすることが許されるのは当然であって、当該用語の合理的な法解釈によってその規定の意味内容が客観的に認識できる場合には、その課税要件が不明確であるとはいえないから、そのような法規も租税法律主義に反しないものと解するのが相当である」（東京地判昭和49年9月30日税資76号906頁）という判決もあるが、納税者の予測可能性・法的安定性を確保するために、租税回避の行為に対しては個別立法で対処していくべきであろう。